（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種別 単位	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	ルピア	リエル	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,460	290,000	90,000	30	3,160	770	25,000	140
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	370	70,000	20,000	8	790	190	6,000	35
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	980	200,000	60,000	20	2,110	510	17,000	95
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	240	50,000	15,000	5	530	130	4,000	25

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	サモア
香港・ﾄﾞﾙ	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	タカ	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	ｻﾓｱ・ﾀﾗ
170	2,330	2,240	1,710	22	1,050	30	490,000	90	27,000	332	5,000	171,000	29	50
40	580	560	430	5	250	8	120,000	20	6,700	83	1,000	43,000	7	13
110	1,550	1,500	1,140	15	700	20	330,000	60	18,000	221	3,000	114,000	20	33
30	390	370	290	4	150	5	80,000	15	4,500	55	1,000	29,000	5	8

ソロモン	トンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱ	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	ｱﾒﾘｶ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ	キューバ
ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	パ・アンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	キナ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	ドル	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ・ｺﾛﾝ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ
171	48	32	63	22	46	22	22	22	29	300	660	22	192.50	22
43	12	8	16	5	12	5	5	5	7	75	165	5	43.75	5
114	32	21	42	15	31	15	15	15	19	200	440	15	131.25	15
29	8	5	11	4	8	4	4	4	5	50	110	4	35.00	4